

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	公職選挙法の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	日本の公職選挙法では、選挙運動のインターネット利用は第142条第1項で禁止されている「文書図画の頒布」にあたると解釈されている。また第146条の「文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限」により、インターネットを利用して情報を発信することが違法行為とされる可能性が高い。このため選挙期間中に候補者はウェブサイト更新や電子メール配信を自粛することが一般的になっている。また有権者のインターネット投票も実現されていない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法（第142条、第146条等）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	有権者による選挙情報の収集を容易にするため、選挙運動におけるインターネットの活用を促進する。 有権者による投票権の行使を容易にするため、電子投票を促進する。